

令和 7 年度 高浜町海外留学委託業務仕様書

1 業務名

令和 7 年度 高浜町海外留学委託業務

2 目的

高浜町在住の中学 3 年生から高校生及び 18 歳までの生徒等を対象に海外留学を希望する次世代に向け、広い視野と国際的感覚を持ち、国際社会で活躍できる人材を育成することを目的として、短期留学を支援し、本事業を実施する。

3 委託期間

契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 行先 フィリピン

5 高浜町海外留学委託業務の実施について

高浜町海外留学委託業務は、別紙「令和 7 年度高浜町海外留学委託業務実施要項」を踏まえた内容とする。

6 対象者 中学 3 年生から高校生及び 18 歳までの生徒等

7 最小催行人数について

高浜町海外留学委託業務の最小催行人数は、発注者と協議の上決定する。

8 業務委託内容

高浜町海外留学委託業務を利用する留学生（以下「留学生」という。）に係る以下の業務を行う。（留学生は最大 16 名以内）

なお、国内外の情勢により海外渡航が困難になる等、現地への訪問が不可能となった場合、発注者、受注者協議の上、代替での実施を行う。

9 留学生の募集及びサポート

- (1) 留学生募集に伴うチラシの作成、説明会
- (2) 留学生の渡航に係る行程手配等
- (3) 留学生及び保護者を対象とした出発前オリエンテーションの実施
- (4) 留学前事前研修（異文化理解ワークショップ）の実施
- (5) 必要に応じて、留学生及び保護者を対象とした出発前のカウンセリングの実施
- (6) 関係者間の緊急連絡体制の整備
- (7) 留学先諸機関との折衝・調整
- (8) 留学生の現地生活における支援
- (9) 国内の移動における添乗員の同行
- (10) プログラムの推進に関する必要な情報の提供
- (11) プログラムの成果と課題の検証

(12) 留学後事後研修の実施

(13) その他、本業務が適切に実施されるために必要な業務

1 0 打合せ

業務の実施にあたって、受注者は発注者と綿密な連絡をとり、業務の方針及び条件等について相互に確認する。

1 1 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたっては、関係する法令及び条例等を遵守しなければならない。

1 2 再委託

受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

1 3 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。特に個人情報の取扱・管理について十分留意すること。

1 4 契約変更

発注者は、次の各号に掲げる場合は、業務委託契約の変更を行うものとする。

- (1) 業務内容の変更により契約金額の変更が生じる場合
- (2) 委託期間の変更を行う場合
- (3) 発注者と受注者が協議し、業務等施行上必要があると認められる場合
- (4) 代替での実施により契約金額や委託期間に変更が生じる場合
- (5) その他発注者又は受注者との協議で決定された場合

1 5 費用について

本契約に係る費用は、受注者と高浜町の契約によるものとする。

1 6 疑義等

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に明記されていない事項については、発注者、受注者協議の上、これを定める。